

令和5年12月12日
学校職員課

区議会提出議案の意見聴取に対する教育長の臨時代理による決定について

1 主旨

令和5年特別区人事委員会勧告等に基づき職員の給与を改定する必要が生じ、次のとおり「幼稚園教育職員の給与に関する条例」、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」及び「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」の一部改正を行うため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づき、11月24日に区長から教育委員会に意見聴取があった。

しかし、本件を速やかに処理する必要があるが、教育委員会を招集するいとまがなかったため、「世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則」第2条の2に基づき、教育長の臨時代理により11月24日に決定し、回答したので報告する。

2 特別区人事委員会勧告の主な内容

(1) 給料表

- ① 公民較差（3,722円（0.98%））を解消するため、若年層の職員に重点を置きつつ、全ての級及び号給について給料月額の上上げ
- ② 初任給について、人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向等を踏まえて上上げ

(2) 期末手当・勤勉手当

- ① 年間の支給月数を0.1月上げ（現行4.55月→4.65月）
- ② 一般職員は勤勉手当に割り振り、管理職員は期末手当及び勤勉手当に均等に配分

3 改正内容

(1) 「幼稚園教育職員の給与に関する条例」【勧告のとおり実施】

項目	概要							施行年月日等	
期末手当 【第27条第2項ただし書及び第3項】 勤勉手当 【第30条第2項及び第3項】	<令和5年度12月期の支給月数> 上上げ分を12月の期末手当より割振り								
			一般職員			管理職員			令和5年12月 分支給に適用
			期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
	12月	支給月数	1.20月 (0.675月)	1.175月 (0.575月)	2.375月 (1.25月)	1.05月 (0.60月)	1.325月 (0.65月)	2.375月 (1.25月)	
上上げ月数		上上げ無し	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)		
() 内は定年前再任用短時間勤務職員									

期末手当 【第27条第2項ただし書及び第3項】 勤勉手当 【第30条第2項及び第3項】	<令和6年度以降の支給月数> 引上げ分は6月期・12月期に均等に配分							令和6年度以降の支給に適用	
			一般職員			管理職員			
			期末	勤勉	合計	期末	勤勉		合計
6月 12月	支給月数	1.20月 (0.675月)	1.125月 (0.55月)	2.325月 (1.225月)	1.025月 (0.5875月)	1.30月 (0.6375月)	2.325月 (1.225月)		
	引上げ月数	引上げ無し	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.025月 (0.0125月)	0.025月 (0.0125月)	0.05月 (0.025月)		
合計	支給月数	2.40月 (1.35月)	2.25月 (1.1月)	4.65月 (2.45月)	2.05月 (1.175月)	2.60月 (1.275月)	4.65月 (2.45月)		
	引上げ月数	引上げ無し	0.1月 (0.05月)	0.1月 (0.05月)	0.05月 (0.025月)	0.05月 (0.025月)	0.1月 (0.05月)		
() 内は定年前再任用短時間勤務職員									
給料表 【別表第1】	幼稚園教育職員給料表の改定						改正条例の公布の日(令和5年4月1日より適用)		

(2) 「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」

項目	概要	施行年月日
給料表 【第3条第3項】 【第3条第4項(新設)】	給料月額に改定があった場合における改定後の給料表を4月1日に遡及して適用(常勤職員同様) ただし、任用期間が短期の職員については適用時期を12月1日とする。	改正条例の公布の日
期末手当 【第17条2項】	期末手当支給月数の特例(令和5年度12月期のみ) 現行1.2月から1.3月へ引上げ(0.1月分)	
勤勉手当 【第17条の2(新設)】	勤勉手当の支給要件や支給月数について新たに規定 ・支給要件：基準日に在職する職員 なお、基準日前1か月以内に退職、または死亡した職員も同様。 ・支給月数：2.25月分 6月期：1.125月分 12月期：1.125月分	令和6年4月1日

(3) 「世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例」

項 目	概 要	施行年月日
給料月額 【第2条】	給料月額を増額 現行763,300円から765,500円へ改正	改正条例の公布の日(令和5年4月1日より適用)
期末手当 【第4条第3項】	現行3.80月から3.90月分へ引上げ(0.1月分) 引上げ分は、12月の期末手当より割振り	改正条例の公布の日
	令和6年度の期末手当の引上げ分(0.1月分) 6月期:0.05月分 12月期:0.05月分	令和6年4月1日

5 世 総 第 4 1 9 号
令和5年11月24日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案 件 名
 - (1)幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - (2)会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - (3)世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和5年第4回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和5年11月24日（金）
- 5 担 当
総務部総務課総務係 水芦 内線2064

5 世教総第 4 0 6 号

令和 5 年 1 1 月 2 4 日

世田谷区長 あて

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

区議会提出議案に関する意見聴取について（回答）

区議会提出議案に関する意見聴取について（令和 5 年 1 1 月 2 4 日付 5 世総第 4 1 9 号）により意見を求められた議案について、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第 2 条の 2 により、教育長の臨時代理により決定し下記のとおり回答します。

記

1 議案名

- （1） 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- （2） 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- （3） 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

2 意見

異議なし

担当 教育総務課調整係

寺田 内線 2 6 5 4

議案第 号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 幼稚園教育職員の給与を改定する必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第30条第2項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の117.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に、「100分の127.5」を「100分の132.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	181,400	271,000	311,200	346,500
	2	183,500	273,000	313,500	349,100
	3	185,700	274,900	315,800	351,700
	4	187,900	276,600	318,100	354,300
	5	190,200	278,700	320,400	356,900
	6	192,300	280,800	322,200	359,500
	7	194,500	282,500	324,400	362,000
	8	196,600	284,200	326,300	364,400
	9	199,000	286,300	328,300	366,800
	10	201,100	288,200	330,300	369,100
	11	203,400	290,200	332,300	371,400
	12	205,700	292,100	334,200	373,700
	13	207,800	293,800	336,100	376,000
	14	209,600	295,800	338,100	378,300
	15	211,400	297,900	340,400	380,500
	16	212,900	299,600	342,700	382,700
	17	214,400	301,300	345,000	384,800
	18	216,100	303,600	347,400	386,700
	19	217,500	305,900	349,900	388,600
	20	219,400	308,200	352,400	390,500
	21	220,900	310,500	354,900	392,300
	22	222,400	312,200	356,900	394,200
	23	224,100	314,300	359,200	395,900
	24	225,800	316,400	361,500	397,500
	25	227,600	318,400	363,700	399,100
	26	228,900	320,400	365,700	400,800
	27	230,800	322,200	367,900	402,300
	28	232,600	323,900	369,900	403,900
	29	234,500	325,900	371,800	405,400
	30	236,200	327,600	373,800	406,800
	31	237,800	329,400	375,700	408,200
	32	239,700	331,100	377,500	409,600
	33	241,500	333,000	379,300	410,900
	34	243,200	334,800	381,100	412,100
	35	244,900	336,700	382,700	413,300
	36	246,800	338,700	384,100	414,500
	37	248,600	340,100	385,500	415,600
	38	250,300	341,800	386,800	416,600
	39	251,900	343,600	388,100	417,600
40	253,900	345,300	389,300	418,600	

41	255,900	346,600	390,400	419,500
42	257,400	348,200	391,600	420,400
43	259,300	349,800	392,800	421,300
44	261,300	351,200	393,800	422,100
45	263,500	352,500	394,600	422,900
46	265,300	354,000	395,500	423,600
47	267,100	355,500	396,500	424,300
48	269,300	357,000	397,500	424,900
49	271,100	358,400	398,300	425,500
50	273,000	359,800	399,100	426,200
51	274,900	361,100	399,900	426,800
52	276,900	362,500	400,700	427,300
53	278,700	363,800	401,400	427,800
54	280,400	365,100	402,200	428,400
55	282,200	366,300	403,000	428,900
56	284,300	367,500	403,700	429,500
57	286,300	368,600	404,300	430,100
58	288,200	369,700	405,000	430,700
59	290,200	370,800	405,700	431,300
60	292,200	371,900	406,400	431,900
61	294,300	372,900	407,000	432,400
62	296,100	374,000	407,600	432,900
63	298,200	375,000	408,200	433,400
64	300,200	375,900	408,800	434,000
65	302,200	376,900	409,300	434,400
66	304,100	377,800	409,800	434,900
67	306,100	378,700	410,400	435,400
68	308,000	379,500	411,000	435,800
69	310,000	380,300	411,600	436,300
70	311,800	381,100	412,200	436,800
71	313,700	381,900	412,800	437,300
72	315,600	382,800	413,400	437,800
73	317,400	383,600	413,900	438,200
74	319,200	384,300	414,500	438,700
75	321,200	384,900	415,000	439,200
76	323,000	385,600	415,600	439,700
77	324,800	386,200	416,000	440,100
78	326,700	386,800	416,500	440,500
79	328,300	387,300	417,000	441,000
80	330,000	387,900	417,500	441,500
81	331,600	388,500	418,000	442,000
82	333,200	389,000	418,500	442,500
83	334,900	389,600	419,000	443,000
84	336,400	390,200	419,500	443,400

85	337,800	390,800	419,900	443,900
86	339,300	391,400	420,300	444,300
87	340,800	391,900	420,800	444,700
88	342,100	392,500	421,300	445,100
89	343,400	393,000	421,800	445,400
90	344,700	393,400	422,200	445,800
91	345,900	394,000	422,700	446,200
92	347,100	394,500	423,200	446,600
93	348,200	395,000	423,600	447,000
94	349,300	395,500	424,000	447,400
95	350,300	396,000	424,400	447,800
96	351,300	396,500	424,800	448,200
97	352,300	396,900	425,200	448,600
98	353,200	397,300	425,500	448,900
99	354,000	397,800	425,900	449,300
100	354,700	398,300	426,300	449,700
101	355,400	398,800	426,700	450,100
102	356,100	399,300	427,100	
103	356,800	399,800	427,500	
104	357,300	400,300	427,900	
105	357,900	400,800	428,300	
106	358,400	401,300	428,700	
107	358,900	401,800	429,100	
108	359,500	402,300	429,500	
109	360,200	402,700	429,800	
110	360,700	403,100	430,200	
111	361,200	403,600	430,600	
112	361,700	404,100	431,000	
113	362,200	404,600	431,300	
114	362,700	405,000		
115	363,200	405,400		
116	363,700	405,800		
117	364,100	406,200		
118	364,500	406,600		
119	365,000	407,000		
120	365,500	407,400		
121	366,000	407,800		
122	366,500	408,100		
123	367,000	408,500		
124	367,400	408,900		
125	367,800	409,300		
126	368,100	409,700		
127	368,500	410,100		
128	368,900	410,500		

	129	369,200	410,800		
	130	369,400			
	131	369,800			
	132	370,200			
	133	370,600			
	134	370,900			
	135	371,300			
	136	371,700			
	137	372,100			
	138	372,500			
	139	372,900			
	140	373,300			
	141	373,600			
	142	374,000			
	143	374,400			
	144	374,700			
	145	375,100			
	146	375,500			
	147	375,900			
	148	376,300			
	149	376,700			
	150	377,100			
	151	377,500			
	152	377,900			
	153	378,200			
	154	378,600			
	155	379,000			
	156	379,400			
	157	379,800			
	158	380,200			
	159	380,600			
	160	381,000			
	161	381,400			
	162	381,800			
	163	382,200			
	164	382,600			
	165	382,900			
	166	383,300			
	167	383,600			
	168	384,000			
	169	384,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		230,600	269,400	292,600	331,700

第2条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項ただし書中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第30条第2項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の132.5」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の57.5」を「100分の55」に、「100分の132.5」を「100分の130」に、「100分の65」を「100分の63.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教</p>

第1条による改正後	改正前
<p>育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p>	<p>育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p><u>別表第1 省略</u></p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員</p>	<p>○幼稚園教育職員の給与に関する条例 平成12年3月13日条例第22号 (期末手当)</p> <p>第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第29条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の120を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 省略 (勤勉手当)</p> <p>第30条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては、<u>100分の132.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の132.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p>
<p>4～7 省略</p>	<p>4～7 省略</p>
<p style="text-align: center;"><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u></p>	
<p style="text-align: center;"><u>（施行期日等）</u></p>	
<p>1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</p>	
<p>2 第1条の規定（別表第1の改正規定に限る。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>（給与の内払）</u></p>	
<p>3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</p>	
<p style="text-align: center;"><u>（委任）</u></p>	
<p>4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。</p>	

議案第 号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員の給与を改定するとともに、勤勉手当の支給に係る規定
を設ける必要があるので、本案を提出する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。

第3条に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。

(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員

(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員

第17条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条第2項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条第3項中「第1号及び第2号」を「同条第1号及び第2号」に改める。

第16条中「期末手当」の次に「及び第17条の2の勤勉手当」を加える。

第17条第2項中「報酬」を「報酬の額」に、「100分の130」を「100分の120」に改め、同条第3項中「一時差止め」を「支給の一時差止め」に改め

る。

第2章中第17条の次に次の1条を加える。

(会計年度任用職員の勤勉手当)

第17条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。

2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正後	改正前
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、報酬及び期末手当（以下これらを「給与」という。）を支給する。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。 (給料表)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。</p> <p>2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号イ及びロ並びに同項第2号イからハマまでに掲げる給料表並びに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。次項において「幼稚園教育職員給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表のとおりとする。</p> <p>3 <u>前項の給料表の給料月額に増額等改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額され、又は減額されることをいう。次項において同じ。）があった場合における会計年度任用職員に対する前項の給料表の適用は、給与条例及び幼稚園教育職員給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p>4 <u>前項の場合において、次に掲げる会計年度任用職員に限り、第2</u></p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号 (給与)</p> <p>第2条 会計年度任用職員には、報酬及び期末手当（以下これらを「給与」という。）を支給する。</p> <p>2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。</p> <p>3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。 (給料表)</p> <p>第3条 会計年度任用職員の報酬の額の決定には、給料表を用いるものとする。ただし、次条第2項に規定する職に従事する会計年度任用職員については、この限りでない。</p> <p>2 前項の給料表の種類は、職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号。以下「給与条例」という。）第5条第1項第1号イ及びロ並びに同項第2号イからハマまでに掲げる給料表並びに幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月世田谷区条例第22号。次項において「幼稚園教育職員給与条例」という。）第6条第1項に規定する給料表のとおりとする。</p> <p>3 <u>前項の給料表は、会計年度任用職員が採用された日の属する年度の初日において施行されている給与条例及び幼稚園教育職員給与条例に規定する給料表をいう。</u></p>

第1条による改正後	改正前
<p><u>項の給料表を適用する日を当該増額等改定があった日の属する年度の12月1日とする。</u></p> <p><u>(1) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）が、通算して3月以下の会計年度任用職員</u></p> <p><u>(2) 当該増額等改定があった日の属する年度の4月1日から12月1日までの期間において発令された任用期間（区における任命権者によって任用される期間に限る。）中の勤務日数及び勤務時間について、1週間当たりの勤務日数が2日以下、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満の会計年度任用職員</u></p> <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>	<p>（会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 令和元年10月1日条例第21号</p>
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 会計年度任用職員の給与（第4条— <u>第17条の2</u> ）	第2章 会計年度任用職員の給与（第4条— <u>第17条</u> ）
第3章 会計年度任用職員の費用弁償（第18条・第19条）	第3章 会計年度任用職員の費用弁償（第18条・第19条）
第4章 雑則（第20条—第22条）	第4章 雑則（第20条—第22条）
附則	附則
（給与）	（給与）
第2条 会計年度任用職員には、報酬、 <u>期末手当及び勤勉手当</u> （以下これらを「給与」という。）を支給する。	第2条 会計年度任用職員には、報酬 <u>及び期末手当</u> （以下これらを「給与」という。）を支給する。
2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。	2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。
3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。	3 この条例に基づく給与は、現金で直接会計年度任用職員に支払わなければならない。ただし、会計年度任用職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。
第2章 会計年度任用職員の給与	第2章 会計年度任用職員の給与
（休職等となった会計年度任用職員の給与）	（休職等となった会計年度任用職員の給与）
第15条 会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条第1項に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬（第8条、第10条から第12条まで及び前条に規定する報酬を除く。）の100分の100の額を支給することができる。	第15条 会計年度任用職員のうち、教特法第2条第2項に規定する講師に該当する者が教特法第14条第1項に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに報酬（第8条、第10条から第12条まで及び前条に規定する報酬を除く。）の100分の100の額を支給することができる。
2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項及び次項において「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当 <u>及び勤勉手当</u> を支給することができる。	2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項及び次項において「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業中の会計年度任用職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当を支給することができる。
3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由	3 前2項の場合を除き、法第28条第2項若しくは職員の休職の事由

第2条による改正後	第1条による改正後
<p>等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条第3号若しくは第4号（<u>同条</u>第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職をし、法第55条の2第5項の休職者となり、又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業をした会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）</p>	<p>等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第17号）第2条第3号若しくは第4号（第1号及び第2号に準ずる場合を除く。）の規定による休職をし、法第55条の2第5項の休職者となり、又は育児休業法第2条第1項の規定による育児休業をした会計年度任用職員に対しては、休職等の期間中いかなる給与も支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の給与と災害補償との関係）</p>
<p>第16条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の期末手当<u>及び第17条の2の勤勉手当</u>を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p>	<p>第16条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、次条の期末手当を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。</p> <p>（会計年度任用職員の期末手当）</p>
<p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び<u>支給の</u>一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p> <p><u>（会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p>	<p>第17条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条において</u>これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 期末手当の不支給及び一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</p> <p>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の期末手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</p>

第2条による改正後	第1条による改正後
<p><u>第17条の2 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。基準日前1月以内に退職し、又は死亡した会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）についても、また同様とする。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の額は、第4条及び第5条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則で定める額に100分の112.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>3 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。</u></p> <p><u>4 前3項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て規則で定める。</u></p> <p><u>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</u> <u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p>	

議案第 号

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 教育長の給料の額及び期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中「763, 300円」を「765, 500円」に改める。

第4条第3項中「100分の190」を「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」に改める。

第2条 世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「、6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200」を「100分の195」に改める。

附 則

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正案（公布の日施行）	旧
<p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>765,500円</u>とする。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>	<p>第2条 教育長の給料の額は、月額<u>763,300円</u>とする。</p> <p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>100分の190</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>
第2条による改正案	第1条による改正後の条例案
<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に<u>100分の195</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>附 則（令和 年 月 日条例第 号）</p> <p><u>1 この条例中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定（第2条の改正規定に限る。以下同じ。）による改正後の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。この場合において、第1条の規定による改正前の世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p>	<p>第4条（省略）</p> <p>2（省略）</p> <p>3 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の190、12月に支給する場合には100分の200</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p>